参考様式第5－1号

神　経　西　第　215　号
令　和　8　年　8　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	神出地区 （広谷集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月14日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、広谷地区では、主食用水稲（飼料用米・WCS）のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在な農地も多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・農家の高齢化と人口減少を起因とした、法面や畔等の草刈り等の作業が困難になってきている。また、所有者が遠方のため農地の管理が行き届かず、耕作放棄地が増えてきている。
・労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。
・農地面積が小さく形もいびつなこともあり、作業効率が悪く、水稲や通常の野菜だけでは収益が見込めない。
・ため池をはじめとする水路やパイプラインが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要であるものの、資金がない。
・イノシシが耕作地を荒らしたり、アライグマが作物を食い荒らしたりと被害が大きくなってきているため、電気柵などを設けることを検討している。
・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・耕作しなくなった農家の機械を共同利用できる仕組みをつくる。また、それぞれの農家が利用しなくなった機械や農地の売り貸しのマッチングを地域内で推進していく。
・草刈り作業を集落内で担っていくような組織的な運営を検討する。必要に応じて集落営農組織の立ち上げも検討していく。
・水稲をはじめ飼料用米・WCSや野菜の生産を行いながら、大学や福祉事業者と連携をし、新規就農者や企業といった新しい農業の担い手を募っていく。
・自走式の草刈り機による農業機械のIT化を取り入れ、スマート農業を段階的に開始する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	38.0　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.0　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農を継続する人のための「農地エリア」と農業を続けることが難しい人のため「保全地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
（3）基盤整備事業への取組方針
・農地の集約・大区画化を目指し、耕地整理やほ場整備といった基盤整備の検討をはじめる。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・広谷地区に定住したいという新規就農者に対して、空き家や農地の貸し借りといった支援をはじめ、受け入れる間口を広げる。そのためにも、農業や地域でのルール作りを行う。 ・担い手の確保と事業の持続拡大のため、新規就農者向けに地区内にある空き施設の活用を検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。